

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書

東麴町 第 49 号

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	アメリカ合衆国10006ニューヨーク州ニューヨーク、ブロードウェイ通り55番地エックスチェンジプラザ1
	名称	SYSCOM USA INC.
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号新丸の内センタービルディング21階
	名称	SYSCOM USA INC.
<p>③</p> <p>上記の者は、所得税法施行令第304条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から令和3年6月26日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第1項第4号（裏面2(5)を参照してください。）、第5号（裏面2(6)を参照してください。）、第6号、第7号、第10号、第11号、第13号又は第14号に掲げる国内源泉所得で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p>令和2年6月26日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官</p> <p style="text-align: center;">麴町 税務署長 一ノ瀬 和人</p> 		